

## 決算特別委員会会議録

日時 令和4年10月21日（金） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後 1時40分

場所 委員会室棟 大会議室

委員出席者 委員長 山田 七穂  
副委員長 鷹野 一雄  
委員 皆川 巖 白壁 賢一 杉山 肇 渡辺 淳也  
清水喜美男 笠井 辰生 臼井 友基 桐原 正仁  
長澤 健 浅川 力三 宮本 秀憲 望月 勝  
山田 一功 佐野 弘仁

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

感染症対策統轄官 小島 良一 感染症対策統轄官補 井上 弘之  
感染症対策企画監 植村 武彦 感染症対策センター理事 草間 聖一  
新型コロナウイルス対策監 若月 衛 グリーン・ゾーン推進監 小川 敏幸

福祉保健部長 成島 春仁 福祉保健部次長 下條 勝 福祉保健部次長 齊藤 武彦  
福祉保健総務課長 村松 茂樹 健康長寿推進課長 小澤 理恵  
国保援護課長 山下 清子 障害福祉課長 山本 英治 医務課長 菊島 利一  
衛生薬務課長 小林 早苗 健康増進課長 宮澤 健一

子育て支援局長 小田切 三男 子育て支援局次長 土屋 嘉仁 子育て政策課長 細田 尚子  
子ども福祉課長 篠原 孝男

スポーツ振興局次長 三井 博志 スポーツ振興課長 渡辺 一秀

教育長 手島 俊樹 教育次長 降旗 友宏 教育監 萩原 章司 教育監 市川 敏也  
教育委員会事務局理事 藤原 鉄也 教育委員会事務局次長（総務課長事務取扱） 河野 公紀  
教育企画室長 望月 勝一 福利給与課長 田草川 耕 学校施設課長 古屋 ひとみ  
義務教育課長 秋山 克也 高校教育課長 高見澤 圭一  
特別支援教育・児童生徒支援課長 鷹野 美香 生涯学習課長 成島 仁  
保健体育課長 金井 哲也

林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央 林政部技監 鷹野 裕司  
森林政策課長 小澤 浩 森林整備課長 上野 真一 林業振興課長 山口 義隆  
県有林課長 末木 洋一 治山林道課長 深水 晋一郎

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司  
環境・エネルギー部技監 山田 秋津 環境・エネルギー部技監 渡辺 延春  
環境・エネルギー政策課長 雨宮 俊彦 大気水質保全課長 中川 直美

環境整備課長 大森 栄治 自然共生推進課長 加藤 栄佐

出納局次長（会計課長事務取扱） 風間 浩

議題 認第1号 令和3年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時00分から午前11時00分まで感染症対策センター、福祉保健部、子育て支援局関係、午前11時20分から午前11時45分までスポーツ振興局、教育委員会関係、休憩をはさみ、午後1時00分から午後1時40分まで林政部、環境・エネルギー一部関係の部局審査を行った。

質疑 感染症対策センター、福祉保健部、子育て支援局関係

(収入未済について)

山田(一)委員 福の1ページの収入未済の児童福祉費負担金と、子の1ページの収入未済の児童福祉費負担金、それぞれ同じ名称を使っているのですが、どのような違いがあるのか教えてください。おそらく、子の1ページの322万6,000円の不納欠損と関連するかと思います。福の1ページの不納欠損が34万9,000円。これとの兼ね合いで同じように出てくるのではないかと思います。数字が合わなくて苦慮しています。

細田子育て政策課長 収入未済について、子育て支援局関連のものについてお答えいたします。子の1ページの児童措置費負担金の収入未済額は、児童養護施設等に子供を措置した場合にかかる経費を保護者に一部負担していただいております。その経費が経済的な理由などにより収入されていないものがございまして。そうした収入未済の一部について、督促を重ねても納入がない場合、5年を経過すると債権が消滅いたしますので、不納欠損の処理をしたものでございます。

山本障害福祉課長 福の1ページの児童福祉費負担金についてですが、あけぼの医療福祉センター及び育精福祉センターに措置入院している児童の利用負担金の収入未済で、催告書の送付や電話による催告を行っております。保護者の来所時の面談や家庭訪問などを通じて納入を催行しております。

山田(一)委員 子の4ページの父子福祉資金貸付金償還金と、母子父子寡婦福祉資金特別会計の使い分けを教えてください。

篠原子ども福祉課長 子の4ページの父子福祉資金貸付金償還金につきましては、母子と寡婦と父子で特別会計を設けておりますが、この部分につきましては、国の制度ができる前に一般会計から貸し付けたものに対する償還金になりますので、その違いがございまして。

山田(一)委員 決算報告書の97ページを見ると、父子福祉資金貸付金償還金の調定額が530万円で、収入済額が34万1,000円と、圧倒的に収入未済になっていますが、5年経過で不納欠損となる傾向なのか、調定額と収入未済額が乖離しているのか、説明をお願いします。

篠原子ども福祉課長 収入未済につきましては、負担される方々の経済的な事情があり、回収に苦慮している部分がございます。収入未済の部分がふえている状況でございます。

(指定寄附金について)

臼井委員 福祉保健部と子育て支援局の指定寄附金について、もう少し細かい内容を教えていただけますか。

細田子育て政策課長 主にはふるさと納税から寄附をいただいております、一つは、愛宕山こどもの国の遊具等の再整備に係る費用、もう一つは、産前産後ケアセンターの運営費等に係る経費に使わせていただいております。いただいた寄附は、ふるさと納税の場合は個人からいただいております。その他、企業からいただいたものもございまして、合わせて子育て支援局の事業に使用させていただいております。

村松福祉保健総務課長 福祉保健部関係の指定寄附金の内容でございますが、福の4ページに記載させていただいております。ふるさと応援福祉向上寄附金及びふるさと応援プロジェクト寄附金という形でいただいております。詳細につきまして、今、お答えができませんので資料提供させていただきたいと思っております。

臼井委員 福祉保健部の指定寄附金は、福の4ページにふるさと応援福祉向上寄附金、ふるさと応援プロジェクト寄附金と書いてありますが、子育て支援局には、そういった内容のものは記載されておられません。例えば、個人の方が何に対してふるさと納税をしていただいたのか、使い道というよりも、そういったものに対してお金を出していただけたのか、先ほど、愛宕山の整備とおっしゃっていましたが、そういったものがあって、そこに対してふるさと納税という形で寄附を募っていたのか、具体的な内容を資料でいただけたらありがたいです。

細田子育て政策課長 委員のおっしゃるとおり、いくつか種類がございまして、用途を明記した、例えば愛宕山こどもの国の遊具に使用するという事で寄附をいただいているもの、あとは福祉全般に関して使ってもいいですよということでもいただいているもの、ふるさと納税以外の個人・企業からの寄附金については、ほとんど用途が指定されておまして、子育てに関するもの、それから愛宕山に関するものでそれぞれいただいておりますが、個別の金額等の内訳につきましては、後ほど、資料提供させていただきます。

山田（七）委員長 委員各位に申し上げます。ただいま臼井委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

山田（七）委員長 執行部に申し上げます。ただいま臼井委員から要求のありました資料につきましては、資料作成後、至急提出をお願いします。

（要求のあった資料は本日の審査終了後に提出され、各委員へ配布された。）

桐原委員 臼井委員の質問との関連で、感染症対策の指定寄附金の詳細も同じように資料を提出していただきたいと思っております。

植村感染症対策企画監 ただいま請求のありました資料につきまして、同様に作成をして速やかに提出いたします。感染症対策関係の指定寄附金につきましては、新型コロナウイルス対応のための予防費指定寄附金でございます。全部で15法人・団体から4,500万円強の寄附をいただいております。いずれも趣旨に沿う形で、新型コロナウイルス対策として、例えば、患者情報の共有システムに充当する、または感染拡大防止のための情報発信に係る経費、また、ガウンなどの物資の購入、ワクチン未接種者を対象とした無料検査の補助金、病床確保の経費のための補助金、軽症者の受け入れや自宅療養体制を確保するための経費といった内容で有効に活用させていただいております。

桐原委員 物資で寄附をいただいたものは、なかなか決算報告書には出てこないですが、新聞等で見ると、

いろいろな企業や個人から寄附があったと思いますので、ぜひそれも示していただけたいと思います。

植村感染症対策企画監 承知いたしました。寄附金の内訳とあわせて、物資によるものにつきましても資料として提出をさせていただきます。

山田（七）委員長 委員各位に申し上げます。ただいま、桐原委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

山田（七）委員長 執行部に申し上げます。ただいま桐原委員から要求のありました資料につきましては、資料作成後、至急提出を願います。

（要求のあった資料は同日の林政部、環境・エネルギー一部関係の審査の際に席上配布された。）

**質疑**                    **スポーツ振興局、教育委員会関係**

なし

**質疑**                    **林政部、環境・エネルギー一部関係**

（恩賜県有財産特別会計の収入について）

渡辺委員                林の15ページの恩賜県有財産特別会計の収入について、何点か確認をさせていただきたいと思います。収入済額のうち、土地貸付料については賃料の算定基準を変更した令和3年度分の賃料なのかと、いわゆる指針に沿った減免、あるいは激変緩和措置が反映されている賃料という理解でよろしいでしょうか。

末木県有林課長        林15ページの土地貸付料、18億8,180万9,000円は、今回、改定をした県有地の貸付料は当然含まれております。そのほかにも、北富士演習場の貸付料、また、清里の森の貸付料も含んでおります。算定後の賃料であるかという質問であります。そのとおりでございます。ただし、減免については、2月議会の議決をいただいた後に契約を進めましたので、請求が新年度にずれ込んでおり、令和3年度分でございますけれど、この18億円の中には減免のものは含まれておりません。

渡辺委員                わかりました。もう一つ、当然ここには入っていない山中湖畔の係争中の富士急行の案件、いわゆる賃料相当部分は、この決算の中ではどのような扱いになるのですか。収入未済なのか、別の項目としているのか。

末木県有林課長        富士急行の賃料につきまして、県としては、損害金の一部ということで従前の額を受け取ったところで、それにつきましては、林16ページの第7款、諸収入の収入済額のうち、雑入3億7,737万3,000円の中に含まれております。

渡辺委員                承知しました。同じく恩賜県有財産特別会計で、林20ページの演習場交付金について、林21ページに交付金の執行残があるかと思いますが、令和2年には交付して令和3年には交付していないところはあるのですか。

末木県有林課長 令和2年度に交付をして令和3年度に交付をしなかったものでございます。富士急行の分につきましては、契約は違法無効ということを主張しておりますので、その分が保留分として執行残に出てきております。

渡辺委員 訴訟が続く限り、毎年執行残として記載されていく方針ということによろしいですか。

末木県有林課長 契約自体の違法無効を主張する限りは、続いていくとの認識をしております。

以 上

決算特別委員長 山田 七穂